

筑波大学研究公正規則の対象となる研究者等について

〔平成 29 年 2 月 7 日〕
研究公正委員会委員長決定
改正 令和 5 年 3 月 20 日
令和 7 年 6 月 16 日

1. 筑波大学研究公正規則の対象となる、同規則第 2 条第 2 号に定める研究者等は次のとおりとする。

(1) 法人に雇用されて研究活動に従事している者

ア 大学教員（本学の教授、准教授、講師、助教、助手、特別招聘教授、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助教（奨励））（国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程（平成 17 年法人規程第 11 号）第 3 条第 1 項別表より）

イ 本学で研究活動を行うことを職務に含む者として所属する次に掲げる者（研究活動以外のものを主たる職務とする者及びそれに準ずる者を含む。ただし、研究の補助は除く。）

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 客員教授及び客員准教授
- ④ 特命教授
- ⑤ 特令教授及び特令准教授
- ⑥ 「国立大学法人筑波大学が任用する研究職員に関する規程」に基づき任用された研究職員
- ⑦ 外国人研究員
- ⑧ 博士特別研究員
- ⑨ 病院講師及び病院助教
- ⑩ 医員のうち、臨床研究の研究計画に氏名が登録されている者
- ⑪ 附属学校教員

ウ 科学研究費の「奨励研究」に採択されて研究活動を行う者

(2) 法人の施設や設備を利用して研究に携わる者

ア 本学の名誉教授で、本学に研究環境（研究室等）が確保されている者

イ 一貫制博士課程に在学し中間評価に合格した者並びに博士後期課程及び 3 年制博士課程に在学する者

ウ 修士課程及び博士前期課程に在学する者並びに一貫制博士課程に在学し中間評価に合格する前の者

エ 国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成 17 年法人規則第 53 号）第 2 条第 1 号アに定める教育研究機関受託研究員、同条第 3 号に定める受託研究員、同条第 4 号に定める特別研究員、同条第 6 号に定める外国人受託研究員及び同条第 7 号によりその他学長が適当と認める者

オ 国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成 16 年法人規程第 45 号）第 9 条に定める企業等共同研究員

カ 客員研究員（他に本務があり、本学との雇用関係がない者）

(3) 前 2 号に該当するか否かの疑義が生じた場合は、研究公正委員会が決定する。

2. この決定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 記（令和 5 . 3 . 2 0）

この決定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 記（令和 7 . 6 . 1 6）

この決定は、令和 7 年 6 月 1 6 日から実施する。